

公安委員会 説明資料No. 1	「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について	令和2年9月24日 交 通 局
<p>1 意見募集の趣旨</p> <p>道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）の施行に伴う道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間</p> <p>令和2年9月25日（金）から令和2年10月24日（土）まで（30日間）</p> <p>3 主な内容</p> <p>(1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令案</p> <p>準中型自動車免許を受けた者が普通自動車を運転する場合における、初心運転者標識の表示義務を免除される者を定める。</p> <p>(2) 道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令案</p> <ul style="list-style-type: none">・ 押して歩いている者を歩行者とする車両の大きさ等の基準を定める。・ 自転車道を通行することができる車両の大きさ等の基準を定める。・ 停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外する場合において、停車又は駐車に関係のある者が合意する事項を定めるとともに、停車又は駐車に関係のある者を定める。・ 車輪止め装置の取付けの措置による違法駐車行為の防止に係る規定を削除する。 <p>4 施行期日</p> <p>改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和2年12月1日）</p>		

1 概要

いわゆる「電動キックボード」の普通自転車専用通行帯における通行を可能とする産業競争力強化法に基づく新たな規制の特例措置を定める共同命令案等について、意見公募手続（8月3日から9月1日まで）を実施した結果を踏まえ、当該共同命令等を制定するもの。

2 特例措置の概要

- (1) 新事業活動を実施する区域においては、貸し渡されている、いわゆる「電動キックボード」（原動機付自転車）が普通自転車専用通行帯を通行することができるよう、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の適用に関する新たな特例措置を講ずる。
- (2) 特例措置の対象となる原動機付自転車の基準については、国家公安委員会告示において、車体の大きさ（長さ140センチメートル等）、重量（40キログラム以下）及び構造（最高速度20キロメートル毎時未満等）の基準を定めることとする。

3 意見公募手続の実施結果

個人が所有するものも特例措置の対象としてほしい等の47件の意見が寄せられたが、経済産業大臣から新事業活動計画の認定を受けた各事業者において、計画に基づき、利用者に対し交通安全教育を実施することにより、特例措置を講ずることとしても一定の安全性が確保されるものと考えられること等から、原案の内容を維持することとする。

4 今後の予定

令和2年9月30日

公布・施行

令和2年10月～令和3年3月

新事業活動の実施

公安委員会	「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行	令和2年9月24日
説明資料No. 3	の禁止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について	警備局

1 現行の規定

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律及びその施行令においては、その敷地等の上空における小型無人機等の飛行が禁止される対象施設の一つである「対象危機管理行政機関」（危機管理に関する機能を担う国の行政機関）の庁舎として、当該行政機関の主たる庁舎及び緊急参集チームのメンバー（※）等が常時勤務する庁舎が規定されている。

※ 緊急事態において、内閣総理大臣官邸に参集し、初動措置に関する情報の集約、初動措置の総合調整等に参画することとなる関係省庁等の局長級の幹部職員。

2 改正案の概要

(1) 危機管理・運輸安全政策審議官関係

緊急参集チームのメンバーである国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官の常時勤務する庁舎が、中央合同庁舎第2号館から同3号館に変更されたことを受け、同2号館を国土交通省に係る対象危機管理行政機関の庁舎から削除することとする。

(2) 気象防災監関係

気象庁の庁舎移転に伴い、緊急参集チームのメンバーである気象防災監の常時勤務する庁舎が、気象庁大手町庁舎から気象庁虎ノ門庁舎に変更されることを受け、国土交通省に係る対象危機管理行政機関の庁舎のうち大手町庁舎を虎ノ門庁舎に変更することとする。

3 施行期日

上記2(1)関係：公布の日

上記2(2)関係：11月24日（火）

4 今後の予定

上記2(1)関係：9月29日（火） 閣議決定

上記2(2)関係：10月下旬 閣議決定

1 総額		(2年度予算額)
(1) 一般会計	3,369億円+事項要求	(3,603億円)
うち要望額	266億円	
うち交付税特会繰入	530億円	(544億円)
(2) 東日本大震災復興特別会計	3億円	(12億円)
計	3,372億円+事項要求	(3,615億円)

※「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う警備対策の推進」について事項要求

2 重点項目に係る要求額

(1) 一般会計

第1 テロ対策と大規模災害等の緊急事態への対処

100億円+事項要求 (371億円)

第2 サイバー空間の脅威への対処 41億円 (47億円)

第3 安全かつ快適な交通の確保 218億円 (239億円)

第4 客観証拠重視の捜査のための基盤整備 126億円 (132億円)

第5 組織犯罪対策の推進 42億円 (42億円)

第6 生活の安全を脅かす犯罪対策の推進 35億円 (35億円)

第7 警察基盤の充実強化 499億円 (472億円)

1 人的基盤の充実強化 12億円 (8億円)

・ 国家公務員の増員 165人

2 装備資機材・警察施設の整備充実 486億円 (464億円)

第8 新型コロナウイルス感染症対策の強化 78億円 (—)

(2) 東日本大震災復興特別会計 3億円 (12億円)

3 組織改正

新設8項目、時限延長3項目及び所掌事務変更1項目を要求予定。

(別紙「令和3年度組織改正要求項目」のとおり)

4 税制改正

警察用船舶に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化を要望予定。

(別紙「令和3年度税制改正要望」のとおり)

公安委員会 説明資料No. 5	分裂した山口組の最近の情勢と 対策について	令和2年9月24日 刑 事 局
<p>1 概要</p> <p>六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に関連して、兵庫県等の10府県の公安委員会において、両団体を特定抗争指定暴力団等として指定しているところ、両団体の動向等を踏まえ、当該指定の期限を延長するとともに、うち愛知県においては、警戒区域を追加する。</p> <p>2 効力発生日及び期間</p> <p>本年10月7日から3か月間</p> <p>3 警戒区域</p> <p>① 1月7日～</p> <p>兵庫県（神戸市、姫路市（注）、尼崎市、淡路市）</p> <p>大阪府（大阪市、豊中市）、京都府（京都市）</p> <p>愛知県（名古屋市）、岐阜県（岐阜市）、三重県（桑名市）</p> <p>（注）：姫路市の島しょ部（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を除く。）の区域を除く。</p> <p>② 7月7日～</p> <p>兵庫県（南あわじ市）、愛知県（あま市）</p> <p>岡山県（岡山市）、鳥取県（米子市）、島根県（松江市）</p> <p>愛媛県（四国中央市）</p> <p>③ 10月7日～</p> <p>愛知県（知多郡武豊町）</p>		